

会社法第782条第1項及び第794条第1項に基づき備置する

事前開示書面

1. 吸収分割契約書
2. 会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項
3. 会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項
4. 会社法第758条第5号及び第6号に定める新株予約権に関する事項
5. 会社法施行規則第183条第4号及び第192条第4号に定める吸収分割承継会社及び吸収分割会社に関する事項
6. 会社法施行規則第183条第5号及び第192条第6号に定める吸収分割会社及び吸収分割承継会社に関する事項
7. 会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該吸収分割会社及び当該吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

2023年7月31日

株式会社SHIFTグロース・キャピタル

W&C株式会社

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社であるW&C株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）から吸収分割会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタル（以下「吸収分割会社」といいます。）に交付する対価は、吸収分割契約書「第4条 本件吸収分割の対価」のとおりです。

本件吸収分割に際して交付する対価については、吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に定める新株予約権に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる吸収分割承継会社の新株予約権を交付しないため、該当事項はございません。

5. 会社法施行規則第183条第4号及び第192条第4号に定める吸収分割承継会社及び

吸収分割会社に関する事項

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

また、吸収分割承継会社の成立の日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の

負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、該当事項はございません。

吸収分割会社の最終事業年度の貸借対照表は別紙3のとおりです。

また、吸収分割会社の最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、該当事項はございません。

6. 会社法施行規則第183条第5号及び第192条第6号に定める吸収分割会社及び吸収分割承継会社に関する事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

(1) 増資

吸収分割会社は、M&Aによる株式取得代金を主な目的として、親会社である株式会社SHIF Tから2022年10月14日に15百万円、2023年3月24日に10百万円、2023年6月1日に2,092百万円、2023年6月30日に547百万円の増資を受けております。

(2) 株式会社クレイトソリューションズの株式の取得

吸収分割会社は、2023年5月8日付で、ミナトホールディングス株式会社との間で株式譲渡契約を締結し、2023年6月1日を取引実行日として、ミナトホールディングス株式会社から株式会社クレイトソリューションズの普通株式464,452株を取得しております。

吸収分割承継会社の成立の日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

増資

吸収分割承継会社は、親会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルより2023年6月1日に120百万円の増資を受けております。

7. 会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該当該吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、いずれも本吸収分割の効力発生日における資産の額は負債の額を上回っていることが見込まれます。また、本件吸収分割の効力発生日までに、吸収分割承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、吸収分割承継会社の収益状況、キャッシュ・フローの状況等にかんがみて、吸収分割承継会社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断します。

以上

会社法第782条第1項及び第794条第1項の定めに基づき、両社本店に備え置くべきものは以上です。

2023年7月31日

東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック39MTビル

株式会社SHIFTグロース・キャピタル

代表取締役 服部 太一

東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック39MTビル

W&C株式会社

代表取締役 棚田 純大

別紙1 (吸収分割契約書)



吸収分割契約書

株式会社 SHIFT グロース・キャピタル (以下「甲」という。) 及び W&C 株式会社 (以下「乙」という。) は、甲が営む有料職業紹介事業 (以下「本件事業」という。) について甲に帰属する権利義務を乙が承継する吸収分割 (以下「本件吸収分割」という。) に関し、以下のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。



第1条 (分割当事会社の商号及び住所)

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社 (甲)

商号：株式会社 SHIFT グロース・キャピタル

住所：東京都港区麻布台二丁目4番5号メソニック 39MT ビル

(2) 吸収分割承継会社 (乙)

商号：W&C 株式会社

住所：東京都港区麻布台二丁目4番5号メソニック 39MT ビル

第2条 (本件吸収分割)

甲は、本契約に定めるところに従い、第5条に規定する効力発生日において、本件事業に関して甲が有する次条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条 (本件吸収分割により承継する権利義務)

1. 甲が本件吸収分割により乙に承継させる資産、契約その他の権利義務 (以下「本件承継権利義務」という。) は、第5条に規定する効力発生日における別紙「承継権利義務明細表」に記載の権利義務とする。疑義を避けるために付言すると、別紙「承継権利義務明細表」に明示的に記載されたものを除き、一切の債務 (有利子負債、偶発債務、簿外債務その他の債務 (当該債務の原因事実の発生時期を問わない。)) 及び負債は本件承継権利義務に含まれないものとする。なお、本件承継権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件とする。
2. 甲及び乙は、本件承継権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とする場合には、必要に応じて、相互に協力するものとする。なお、かかる手続に関連して各当事者に発生する費用 (公租公課を含む。) については、各自これを負担するものとする。



第4条 (本件吸収分割の対価)

1. 乙は、甲に対して、本件吸収分割の対価を支払わないものとする。

第5条（効力発生日）

1. 本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年9月1日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本件吸収分割に係る手続上その他の事由により必要な場合には、甲及び乙の合意により、前項に規定する本件吸収分割の効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。
2. 甲及び乙は、前項に規定するほか、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業を運営するものとする。

第8条（解除等）

甲及び乙は、相手方に重大な本契約違反があり、書面による催告後2週間を経過する日までにその違反が是正されなかった場合には、本契約を解除することができる。

第9条（本件吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本件吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本件吸収分割を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める株主総会の承認を受けられなかった場合、(ii)法令等に定められた本件吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、(iii)第8条の規定により本契約が解除された場合、並びに(iv)前条に基づき本件吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約で規定するものの他、本件吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲

及び乙が協議の上、これを決定する。

第 12 条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(以下、余白)

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2023年6月22日

(甲)

東京都港区麻布台二丁目4番5号

メソニック 39MT ビル

株式会社 SHIFT グロース・キヤピタル

代表取締役 服部 太一



(乙)

東京都港区麻布台二丁目4番5号

メソニック 39MT ビル

W&C 株式会社

代表取締役 棚田 純大



別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継する資産
 - (i) 第2項に記載の前受金に相当する現金
 - (ii) 本件事業に関する前払費用(流動資産)
2. 承継する債務
 - (i) 本件事業に関する効力発生日時点における前受金
3. 承継するその他の権利義務等
 - (1) 知的財産権
効力発生日時点において、本件事業に関して甲が保有する商標権(標準文字商標「Wahl & Case」(登録番号第 6030687 号)及び標準文字商標「AnshinContract」(登録番号第 5439162 号))その他の知的財産権。
 - (2) 契約(雇用契約を除く)
効力発生日時点において、甲が締結した人材紹介に係る契約その他本件事業のみに属する一切の契約(賃貸借契約、従業員との間の契約、その他の労働契約を除く。)上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。
 - (3) 雇用契約
効力発生日時点において、本件事業に主として従事する甲の従業員に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。

以上

別紙2 (吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	10
		純 資 産 合 計	10
資 産 合 計	10	負債・純資産合計	10

別紙3 (吸収分割会社の最終事業年度の貸借対照表)

貸借対照表

(令和 4年 8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,086	流動負債	6,651
現金及び預金	8,086	未払金	6,132
		未払費用	310
		未払法人税等	29
		預り金	179
		負債合計	6,651
		(純資産の部)	
		株主資本	1,484
		資本金	10,000
		利益剰余金	△8,565
		その他利益剰余金	△8,565
		繰越利益剰余金	△8,565
		純資産合計	1,434
資産合計	8,086	負債・純資産合計	8,086

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)